*市民活動の推進に*

*あなたの意見を*

平塚市市民活動推進委員会

公募委員申込書



申し込み期限　令和６年１２月２日（月）午後５時１５分必着

（郵送は１２月２日消印有効）

平塚市　協働推進課

市民活動推進委員会 公募委員　募集要領

平塚市では、市民活動の推進に関して、必要な事項を調査審議するため、「市民活動推進委員会」を設置しています。この委員会は、市民活動団体関係者、事業者、学識経験者、地域活動関係者及び公募市民の方で構成されています。この内、公募の市民委員を次のとおり募集します。

１　募集人数　１人

２　任　　期　２年間（令和7年2月1日から令和9年1月31日まで）

３　会　　議　年間で数回、原則平日に開催します。

４　報　　酬　11,300円（令和6年度実績）

５　応募方法　右面（様式１）又は平塚市ホームページにある「平塚市市民活動推進委員会公募委員申込書」に必要事項を記入して申し込む。

※持参、郵送、ファクス、Ｅメールいずれかの方法で提出してください。

６　募集期限　令和6年12月2日(月)午後5時15分必着 ※郵送は12月2日消印有効

７　応募資格（基準日　令和6年12月2日）　※（１）～（６）すべてを満たすこと。

（１）住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民基本台帳に記録されている者で、かつ、引き続き１年以上本市に居住している

（２）原則として委員を委嘱する日における年齢が満１８歳以上（高校生を除く）満７５歳以下である

（３）本市の職員及び議員でない

（４）本市の他の附属機関の委員でない

（５）平塚市暴力団排除条例（平成23年条例第9号）第2条第4号に規定する暴力団員等でない

（６）市民活動を行っている、あるいは市民活動に関心がある

８　記入方法

（１）氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、職業を記入してください。

（２）「市政の中で関心のあること」は、３つまでを箇条書きでお書きください。

（３）「市民活動履歴等」は、現在所属する市民活動（ボランティア）団体及び過去に所属した団体などがありましたらすべてお書きください。

（４）「附属機関等の委員経験」は、過去本市の附属機関等（審議会、懇話会、協議会等）の委員となったことがある場合、最新のものを３つまでお書きください。

（５）「応募の動機」は、簡潔に用紙に収まるようにお書きください。

（６）「市民活動の活性化、あるいは市民と行政との協働を進める上での提言等」は、簡潔に用紙に収まるようにお書きください。

９　その他

（１）提出された申込書は、返却しません。

（２）選出は選考委員会で審査し決定します。結果は令和7年1月上旬に通知します。

（３）いただいた個人情報は委員選出に関する事務のみで使用し、厳重に管理します。

（４）申し込み・問い合わせは、土日祝日を除く平日午前8時30分～午後5時15分です。

（５）ファクスでお申込みする場合には、送信することを事前にお電話ください。

10　申し込み・問い合わせ先

　〒254－8686　平塚市浅間町９－１　平塚市役所本館７階　平塚市協働推進課

　電話　０４６３－２１－９６１８　　ファクス　０４６３－２１－９７５６

　Ｅメール　kyodo@city.hiratsuka.kanagawa.jp（提出先：平塚市 協働推進課）　　　　　　　　　　 （基準日：令和6年12月2日）

（様式１）

　　　　　平塚市市民活動推進委員会

 　　　　　公 募 委 員 申 込 書　　 　年　　月　　日提出

|  |  |
| --- | --- |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | № |
| ふりがな |  | 生年月日 | 　　　年　　月　　日 |
| 氏　名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 性　別 | 男　・　女 |
|
| 住　所 | 〒　　　　平塚市 | 電話番号 |  |
| 職　業 |  |
|  |
| 市政の中で関心のあること（３つまで） | １ |
| ２ |
| ３ |
| 市民活動履歴等（書ききれない場合は、下の応募の動機欄か、裏面の記入欄の空いている部分を使って書いてください） | 団体の名称 | 活動期間 |
|  | ～ |
|  | ～ |
|  | ～ |
|  | ～ |
|  | ～ |
| 附属機関等の委員経験（最近のもの３つまで） | 審議会・協議会・懇話会等の名称 | 在任期間 |
| １ | ～ |
| ２ | ～ |
| ３ | ～ |
| 応募の動機 |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

（裏面に続く）

|  |
| --- |
| 市民活動の活性化、あるいは市民と行政との協働を進める上での提言等 |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |